

多様な人材が議会に参画するための環境整備の推進に関する決議

人口減少や高齢化が進行する中、多様化・複雑化する地域の課題解決に向け、議会が適切な役割を果たすためには、より幅広い層の住民が議員として議会に参画することが求められている。

しかしながら、本年4月の統一地方選挙においては、投票率の低下とともに、町村議会議員の無投票当選者数の割合が23.3%から30.3%に、立候補者数が定数に満たない町村議会が8町村から20町村にと、いずれも前回の統一地方選挙を大幅に上回り過去最高となるなど、議員のなり手不足が深刻化し、地方自治の根幹を揺るがす事態となっている。

一方、これまで国においては、地方制度調査会等における議論を踏まえ、昨年12月の「議員の請負禁止の緩和」、本年4月の「地方議会の位置付け及び地方議会議員の職務等の明確化」など二回の地方自治法の改正や、令和2年6月の「町村議会議員の選挙公営の拡大」を図る公職選挙法の改正が行われてきた。

また、本会においては、昨年2月、議員のなり手不足の要因の一つである低額な議員報酬を見直す際の手順や算定モデル等を示したところである。

各町村議会においては、こうした制度改正や提言を活用し、住民の理解を得ながら、議員のなり手不足の解消を図るための取組を一層進めていくことが求められている。

国においては、このような町村議会の取組を支援するとともに、低額な議員報酬の改善に向けた財政措置の充実、休暇・休職・復職制度の整備、厚生年金への地方議会議員の加入、政治分野の男女共同参画の推進に関する財政措置、町村議会のデジタル化への支援、主権者教育の推進、地方議会議員に係る選挙制度の改正など、多様な人材が議会に参画するための環境整備の更なる推進を図るよう、強く要請する。

以上、決議する。

令和5年7月13日

全国町村議会議長会
都道府県会長会